

令和7年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和7年3月12日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第18号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第19号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第20号 宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第21号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第22号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○健康対策課所管

- ・第2期宇治田原町健康増進計画中間見直し策定に係る住民アンケート調査結果について

○子育て支援課所管

- ・令和7年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について

○学校教育課所管

- ・令和7年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みについて

○社会教育課所管

- ・令和7年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	9番	山内実貴子	委員
副委員長	8番	上野雅央	委員
	4番	浅田晃弘	委員
	5番	山本 精	委員
	7番	浅田賢茂	委員
	11番	田中大典	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	勝谷 聡一 君
教 育 長	南 亮 司 君
健康福祉理事	立原 信子 君
教育次長兼学校教育課長	矢野 里志 君
企画財政課長	中地 智之 君
福祉課長	太田 智子 君
福祉課課長補佐	小川 英人 君
健康対策課長	岡崎 一男 君
健康対策課課長補佐	田中 辰也 君
子育て支援課長	廣島 照美 君
宇治田原保育所長	山下 愛子 君
地域子育て支援センター所長	時田 美喜代 君
学校教育課課長補佐	杉浦 恒 君
学校教育課課長補佐	明尾 洋平 君
学校給食共同調理場所長	市川 博己 君
社会教育課長	岡崎 貴子 君
社会教育課課長補佐	木村 幸治 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 局長 西尾 岳 士 君
庶務係 局長 重富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、3月4日の開会日に上程され、付託されました5議案の付託審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付いたしておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、令和7年第1回文教厚生常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

そして、おとといの予算特別委員会におきまして、付託されました全議案につきましてご可決を賜り、まずもってお礼を申し上げます。

また本日は、当委員会の委員長、山内委員長をはじめ、委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

昨日、3.11ということで、東日本大震災から14年を迎えました。2万2,000人を超える死者と行方不明者を出した未曾有の震災ということで、心よりご冥福をお祈り申し上げたいというふうに思いますし、今を生きる私たちが改めて考えなきゃ駄目なところというのが、今もネット上なりで当時の映像残っておりますが、やはり急にきて、そのときに事前に想定をしていた人たちは、やはり山際に逃げたりとかしたということが後ほどの報告なりで出ております。

その方たちはつまり、常日頃からの備えであったり、日頃の暮らしの中で隣近所のお付き合いがあって、自主防災の訓練なりをしっかりとされていたということで、まさに私たちがそれを今、自分ごととして考えるということが極めて大切だなというふうに思

いましたし、公助を担う私どもにとりましては、その情報の発信と啓発とともに、私たちができ得る情報の発信であったり、公助、一定の災害が起きた後、何ができるかということの備えというのをしっかりとしていきたいというふうに考えております。

また、山際にせつかく移住というか、住みかを移したにもかかわらず、ご承知のとおり、大船渡の林野火災がまた発災をしてしまいまして、ここにつきましても、心より被災された方にはお見舞いを申し上げます。とともに、ここにつきましても、町としても募金等の活動ができないかというところで、今、検討を進めているところでございます。

話ちょっと変わりますが、昨日、実は、古老柿品評会、京都やましろ農業協同組合さんの表彰式がございました。ご承知のとおり、最優秀賞には森口雅至さんが選ばれております。

やはり、ここで課題となってまいりますのが、担い手不足の部分でございます。10年前30軒ほどあったんですが、今、残念ながら半分、やはり作業にリスクもあるし、あと、これだけ3月まで寒かったんですけれども、温暖化の影響で、やはりなかなかいいタイミングで寒さ、寒風が来ないということで、収量がなかなか確保できない。前年比で、JAさんのベースでいいますと、大体、昨対で90%ぐらいの収量やったというふうに聞いております。

ただ、いい状況としては、いうものの、販売の実績につきましては、昨対でいいますと100%、110%ぐらいというふうに聞いておりまして、そこは実際に、古老柿生産農家さんにとってはいい情報というか、いい傾向だなというふうに思っております。

柿屋で干し柿を作るという文化が、本当に宇治田原ならではのところでもございますので、ここにつきまして、本当に大切にしていってほしいものだと、特産品だなということで、ぜひ今後とも生産に励んでいただきたいということで、エールを送らせてもらったところでございます。

さて、本日の委員会につきましては、付託議案審査5件と各課の所管事項の報告につきましてご審査をいただくこととなります。それぞれの報告につきましては、後ほど担当からご説明をさせていただきますが、どうか議案につきましては、ご審査賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。私のご挨拶にさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（山内実貴子） 日程第1、付託議案審査について。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 議案第18号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） それでは、議案第18号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

右上に議案第18号資料とあるA4、1枚の資料をご覧ください。

当該条例は、介護保険法の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に係る要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

なお、この指定介護予防支援事業者とは、本町においては、宇治田原町地域包括支援センターのみになっております。

1の改正概要のとおり、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴う改正でございます。

2の改正内容をご覧ください。

地域包括支援センター運営協議会を定義している第14条について、介護保険法施行規則を引用しているため、引用箇所について改正を行うものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員。よって、議案第18号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○委員長(山内実貴子) 次に、議案第19号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。太田福祉課長。

○福祉課長(太田智子) 議案第19号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

右上に議案第19号資料とあるA4、1枚の資料をご覧ください。

当該条例は地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めたものでございます。

1、改正概要をご覧ください。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴う改正でございます。

2、主な改正内容をご覧ください。

町地域包括支援センターの職員配置基準を緩和するものでございます。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この3職種を常勤職員として1人ずつ配置する必要があります。今回の改正により、複数の生活圏域を持つ場合は、地域包括支援センター運営協議会において、必要と認められた場合は複数圏域の中で3職種を地域の実情に応じて配置することができることとなりました。

この生活圏域とは、中学校区と考えていただいて差し支えございません。本町におきましては、生活圏域が1つ、つまりは、地域包括支援センターも1つであるため、当該改正内容のような事態は現時点では起こり得ませんが、国の基準が改正されたことに伴い、条例も改正するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第19号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第19号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第20号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、私のほうから、議案第20号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明を申し上げます。

議案第20号の提案理由のところに書いてございますように、老人医療費支給制度の受給対象者における税制改正等への対応に係る規定を整備するものでございます。

右肩、議案書末尾につけております議案第20号資料、このA 4、1枚物にてご説明を

申し上げます。

1の概要にございます京都府及び市町村が行う老人医療費支給制度、この制度につきましては、65歳以上70歳未満であって所得税非課税世帯の高齢者、これらの方々の医療保険の自己負担割合を70歳以上75歳未満の前期高齢者と同等に低く抑える独自の制度でございます。本町の2月末時点の受給者数は91名いらっしゃいます。

2の改正（対応）内容をご覧ください。

令和7年8月1日以降の受給者の取扱いを定めるものです。

まず、その前提について、補足でご説明を申し上げます。

府と府内市町村が行いますこの老人医療費支給制度は、1年に1度、8月1日で更新を行います。この理由は、主に所得等の判定がその目的です。この際に見る所得というのは、その前年中の収入から課税された所得を基にします。

例えば、この令和7年8月1日の更新時には、令和6年中の収入から課税される令和7年度所得税により、対象者を判定いたします。ここで、2の記載の前段にありますように、令和7年度所得税に限りましては、改正租税特別措置法により昨年行われました令和6年所得税額の特別控除、いわゆる特別減税、こちらのほうの実施により、従前より高収入の方が非課税となる場合が生じます。

こうした受給者の取扱いにつきまして、記載の中段のとおり、府及び府内市町村が協議を進めた結果、府内市町村統一的に、仮に令和6年特別控除が行われなかったとして算出を行った場合に所得税額が課税になる世帯、こちらにつきましては、受給対象者から除く、つまり特別減税の影響を加味しない対応とすることを決めたものでございます。

その主な理由なんですけれども、1点目として、昨年の定額減税は1年限りのものでありまして、恒久的なものではございません。かつ、特別控除により生じる減税額の給付が主な目的でありまして、これが1点目でございます。2点目は、その方の所得額や税の負担能力の定義が変更されたわけではないと。この2点が大きな理由でございます。

本条例の施行日は以上の説明のとおり、3にございますように、令和7年8月1日、8月診療分からの適用とするものです。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 異議なしと認めます。

議案第20号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員であります。よって、議案第20号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○委員長(山内実貴子) 次に、議案第21号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島子育て支援課長。

○子育て支援課長(廣島照美) それでは、議案第21号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案資料概要のほうをご覧ください。

本条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでございます。

まず、特定教育・保育施設とは都道府県が認可した認定こども園、幼稚園、保育所、特定地域型保育事業とは市町村が認可する小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等を行います。その認可を受けた施設等が給付対象となるために、市町村の確認が必要であり、その確認の基準を定めたものが本条例となります。現在、町立保育所以外は本条例設定以降、本町において新たに確認した施設等はございません。

改正の主な内容につきましては、1つ目、特定地域型保育事業者が満3歳以降も適切な保育が継続されるための連携施設、保育所、幼稚園、認定こども園を指します、の確

保が著しく困難である等の場合、確保しないことができるようにするものでございます。

2つ目、デジタル化の推進に伴いまして、保育施設が行う書面の記録、作成、交付等を書面に代えて電磁的方法等により行うことができるようにするものでございます。

施行日は令和7年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第21号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第21号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第22号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。広島子育て支援課長。

○子育て支援課長（広島照美） それでは、議案第22号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

こちらにも議案資料概要をご覧ください。

本条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を

改正する内閣府令の公布に伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでございます。

先ほど、議案第21号の説明で特定地域型保育事業の認可については市町村が認可すると申しましたが、その特定地域型保育事業である小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等、市町村が認可する基準を定めたものが本条例となります。現在、本町において該当の施設等はございません。

改正の主な内容につきましては、1つ目は、先ほどの議案第21号の1つ目と同様でございます。家庭的保育事業者が適切な保育継続のための連携施設の確保が著しく困難である等の場合に、確保しないことができるようにするものでございます。

2つ目、C型を除く小規模保育事業所、また、事業所内保育事業所における満3歳以上児に係る保育士等の配置基準を満3歳児についてはおおむね20人につき1人を15人に、満4歳以上児については30人につき1人を25人に改善するものでございます。

施行日は令和7年4月1日でございます。

説明については以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第22号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第22号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました5議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、3月27日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月25日火曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（山内実貴子） 日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

健康対策課所管の第2期宇治田原町健康増進計画中間見直し策定に係る住民アンケート調査結果について説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、右肩、文教厚生常任委員会資料と書いてごきますアンケート調査報告書案をご覧ください。

令和7年度まで2か年をかけ、本町の健康増進と食育推進の方針を位置づける第2期宇治田原町健康増進計画の中間見直しに取り組んでおります。その基礎調査となして昨年11月から12月にかけて実施したアンケート調査の速報となります。

本日のご報告後、来る3月24日月曜日に、住民の皆様や医療関係者等から成る健康づくり推進協議会に本内容をベースとする資料を提示し、次年度の計画改定に向けた議論をいただくこととしております。

非常にボリュームの多い資料となっております大変恐縮でございますが、本日は前半10ページまでの取りまとめ内容の一部をご紹介させていただきたく存じます。

11ページ目以降のツアーアップでカラーで印刷しております個々のアンケート集計は、その前提としてご覧おきいただければと存じます。

それでは、1ページをご覧ください。

今回は、18歳以上の住民を対象とした無作為抽出の調査と3歳児、年少児さん、それから、8歳児、小学3年生、13歳児、中学2年生の3つの年代への児童・生徒への悉皆調査、全数調査、この計4種類のアンケート調査を実施いたしました。それぞれの調査方法や回収率等は表内をご参照ください。

成人調査につきましては、前回の44.2%を上回る回収率となりました。

2ページから6ページまでは成人調査の概要となっております。回答者属性から計画についてまで、9つの項目に係る分析結果を取りまとめております。7ページから10ページまでは3歳児、8歳児、13歳児の調査概要となります。この児童・生徒に対する調

査につきましては、基本的に3つの年代に同じ趣旨の項目を聞いておりますので、年齢、成長に伴う傾向の分析が可能になるものと考えております。

それでは、2ページをご覧ください。

2ページの上段のほうに書いてございますように、成人調査につきましては、行頭のマークが白丸は単純にその設問に対する集計をした結果についての分析を書いておりまして、黒い丸のほうは2つ以上の項目、例えば、性差と、男性、女性でありましたり、年代でありましたり、それと調査項目を重複して分析したクロスチェックの主な集計結果となっております。

成人アンケートのほうですが、非常にボリューム多くございますので、簡単に触れさせていただきます。

2ページの2、健康に関することについてというところの1つ目の白丸ですけれども、今回調査は5年前の前回調査に比べて、「健康だと思う」という方は減少されているという傾向が出ております。

大分下のほうにいきます。下から3つ目の白い丸でございますけれども、自身の健康づくりへの関心度、こちらは「関心がある」という方が9割弱もいらっしゃるんですけども、年齢別に見ると、年齢が上がるにつれ、「関心がある」が多くなっている傾向がございます。

3ページの一番上の丸と2番目なんですけど、健康に関する情報の主な入手先、こちらのほうが5年前の調査と比べて、「インターネット、パソコン、携帯電話など」が10ポイント以上増加していると。逆に、「テレビ、ラジオ」が10ポイント以上減少しているというところがございます。

その4つほど下の6つ目の白丸なんですけれども、定期的な健康診査の受診状況についてです。2つ下の黒丸ですが、ちょっと分かりにくくて申し訳ありません、性年齢別に見ますと、男性の18歳から44歳、同じく女性の18歳から44歳の方、いわゆる青年、壮年前期になりますけれども、こちらの方々の年代で「受けていない」というのが、ほかの年代の方と比べて多くなっております。

下のほういきまして、3つ目の運動習慣に関することについてでございます。2つ目の黒丸でございますが、こちらのほう、女性の18歳から44歳、それから、女性の45歳から64歳、青年から壮年後期ですね、「あんまり体を動かさない」というのがほかの年代の方と比べて多くなっております。

ページをめくっていただきまして、4ページは飛ばさせていただきます、5ページ

でございます。

5番目の喫煙、飲酒の習慣について、少し触れさせていただきます。

1番目ですが、「たばこを吸っている」は全体では約1割となっております。今回調査は5年前と比べて、たばこを吸われない方が多くなったという傾向が見られます。

2つ目の黒丸ですけれども、性年齢別に見ると、やはり男性の壮年後期が3割弱というところで、一番多いという形となっております。

それから、お酒のほうでございますけれども、そこから、この5番の下から4番目の白丸ですけれども、「お酒をほとんど毎日飲む」という方は全体で約2割で、前回調査に比べて、僅かに減少しているという傾向となっております。

その下、6番目のストレスや休養の習慣についてでございますけれども、4つ目ほどの丸ですが、休養が取れている方は8割弱が「取れている」と答えてはいただいておりますけれども、その下の黒丸のほう、性年齢別に見ますと、男性の青年、壮年前期の方、女性も同じくですね。それから、女性の壮年後期の方々に休養が取れていないという傾向がほかの年代に比べて多くなっております。

ページをめくっていただきまして、6ページ、8番の交流に関することについてですが、1つ目のほうにございますように、仕事以外の社会的なつながり等について、社会的つながりを持っている方が約8割となっているという傾向が出ております。

その下のほうなんですけれども、その内容、白丸の中にありますけれども、今回調査につきましましては、前回調査と比べますと、興味や関心を生かした趣味や稽古事というのが約20ポイント増加しております。逆に、講演会とか講座、町が行うようなものも含まれると思うんですけれども、これが30ポイント弱減少している。これはやはりその多様化と情報収集が要因になって、自ら選択される方が増えているという傾向があるのかなとは思いますが、そういったところが如実に現れております。

成人のほうにつきましましては、簡単に触れさせていただいた内容は以上になります。

3歳児、8歳児、13歳児なんですけれども、7ページから10ページまでございますけれども、どこをどうという形ではなくて、各年代の一番多かった答えでそれぞれ共通で聞いている部分について、ちょっとご紹介させていただきます。

まず、健康状態の自覚という設問は各年代に聞いております。これが3歳児は「とても健康だ」という方が一番多くて、8歳児も「とても健康だ」という方が一番多いです。13歳児、中学2年生になられると、「まあまあ健康だ」というのが多くなってきて、中2の方がそのような傾向になっております。

次に、生活リズム、休養の中の就寝時間なんですけれども、これもどこを読むというわけではなくて、各年齢ごとの部分で一番多かった答えを申し上げますと、3歳児の方が「21時台」、8歳児の方が「22時台」、中学2年生の方は「24時以降」が一番多いというような回答結果となっております。

それから、食習慣で3食きちんと食べているかというところにつきましては、3歳児が95%ぐらい、それから、8歳児の方、小学3年生は全員が「食べている」という回答でした。13歳児も9割が食べておられると。食事中にテレビやスマホやタブレットを見ているかという問いが3世代ともに聞いているんですけれども、3歳児が45%ほど、8歳児が65%、中学2年生は逆に5割弱という形になっております。

最後に、それぞれ別に聞いている内容で、中学生につきましては、体育以外の運動習慣があるかというところを聞いている設問がございます。これにつきましては、「ほとんど毎日体を動かしている」という方が一番多い。これは、本町の中学生が運動習慣をきちんと持っておられるということになるのかなと思います。

それから、3歳児と8歳児の保護者の方に聞いておりますアンケートになるんですけれども、育児の協力者がいるという項目を独自に聞いております。この項目につきましては、3歳児の保護者の方も8歳児の保護者の方も全員がおられるという回答が出ておりますので、そういったつながりというところも見受けられるのかなと思います。

少し長くなってしまいましたけれども、説明のほうは以上で終わらせていただきます。
○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて健康対策課所管事項報告の質疑を終了いたします。

子育て支援課所管の令和7年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について説明を求めます。廣島子育て支援課長。

○子育て支援課長（廣島照美） それでは、令和7年度宇治田原町立保育所入所申込み状況につきまして、お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

資料上段のほうをご覧ください。

こちらは令和7年3月1日現在の申請状況でございます。新規児童数27人、継続児童数142人、合計が169人となっております。

次に下段のほう、参考といたしまして、本年度、令和6年度4月1日の入所状況でご

ございますけれども、新規児童数が11人、継続児童数が162人、合計が173人。また、令和7年3月1日現在が190人在籍しておりまして、4月1日から令和7年3月1日現在に至るまで、ゼロ歳児が14人の増ということになっております。

上段に戻りますが、ゼロ歳児については、今後、育休明けによりまして、申込み状況は増えていくものというふうに推測しております。また、全体を見ましても、令和7年度の入所は169人ということでございますが、例年と比べますと、6年度は173人、5年度は191人となっております。出生人数の減少に伴いまして、年々減少している状況となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて子育て支援課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時40分

○委員長（山内実貴子） 休憩前に引き続き会議を始めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

○教育長（南 亮司） 改めまして、おはようございます。

委員会開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

学校も残すところ10日余りとなりました。委員の皆様には既にご案内もさせていただいておりますが、あさって14日、維孝館中学校、19日には、田原、宇治田原両小学校の

卒業証書授与式が挙行されます。それぞれの門出をお祝いいただければと思います。

また、29日には、学童施設竣工式、さらには、4月には入学式もございますので、併せてよろしくお願いいたします。

この間、先月28日、両小学校で6年生が小学校の取組としては非常に珍しい現役パイロットとキャビンアテンダントが講師を務め、JAL（日本航空）によるキャリア教育の特別授業が行われました。夢を持つことの大切さや夢を実現するために必要なことなど、実体験を踏まえて語っていただき、制服の試着も体験し、仕事のやりがいや面白さ、魅力を感じ、学びへの興味、関心を高めることができたようでございます。

また、中学校では2年生がこれもまた全国的に珍しい商品開発体験授業を実施し、3月6日、地元企業のチェリーさんとおおつじ茶菓店の全面協力の下、コラボ開発商品が完成し、お披露目会が行われました。未来を担う生徒たちのシビックプライドの醸成につながったと思われまます。

これからも、このように本物に触れるキャリア教育に一層力を入れていきたいと考えております。このような取組について、新聞等でも報道されましたように、「再発見！思いを形に」というスローガンの下、情報発信にも力を入れていきたいと考えておるところでございます。

本日は、令和7年度の児童・生徒数と学童の入所申請状況を報告させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

それでは、引き続き教育委員会所管分に係る事項について進めます。

まず、学校教育課所管の令和7年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みについて説明を求めます。矢野教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 改めまして、おはようございます。

お手元の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

2段書きになっておりますけれども、上段が令和7年度の見込み、下段のほうが令和6年5月1日時点のものでございます。

まず、維孝館中学校でございますが、生徒数が207名で、6年度より5名減少、3学年ともに2クラス、特別支援学級が2クラスの合計8クラスとなる見込みでございます。

田原小学校ですけれども、児童数185名、6年度より5名減少しております。6年が2クラスですけれども、それ以外の学年につきましては1クラスになりまして、特別支援学級2クラスを合わせまして、合計9クラスとなる見込みでございます。

宇治田原小学校では、児童数207名で、6年度より5名増加、2年、5年が2クラス、それ以外の学年は1クラスになります。特別支援学級が1クラス増加しまして、3クラス、合計11クラスとなる見込みでございます。

総合計、一番下ではございますが、6年度604名に対しまして、次年度につきましては599名となる見込みでございます。

なお、この資料につきましては2月28日現在の状況を基に見込みをしております。

維孝館中学校の2年生につきましては、1クラス40名以下とする標準学級数のとおり、2クラスとしておりますが、75名という人数を考慮し、何とか3クラスにできないか、学校のほうで検討をいただいておりますので、今後、変更になる可能性があることをご了承いただきたいというふうに思います。

報告につきましては以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 今、報告にありましたが、中学2年生がこの段階では2クラスということで、見込みということでされているんですが、先ほど次長のほうの話にあったように、75人ということで、実際、京都方式でいうと、35人超えたら1つ増やすという形になっているので、そういう観点からいっても3クラスにしようということについては、そういう方向でやっぱり進めていただきたいなというふうに思います。意見だけで結構です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） 山本委員と同じ中学校のクラスについてなんですけれども、これをクラス増やすことによって、先生の負担、要は人員が足りていないとか、人手不足になるようなことは大丈夫なんですかね。

○委員長（山内実貴子） 杉浦補佐。

○学校教育課課長補佐（杉浦 恒） 教職員の配置につきましては、中学校におきましては教科担任制となっておりますので、1クラスにつき教職員が1人配置されているわけではありませんので、1人当たりの教職員の授業数は、当然、標準学級数よりも上回るので増えるところにはなりますけれども、それをもって足りないとか、そういった緊急の事態にまでは発展しないというふうには考えてはおります。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） ありがとうございます。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて学校教育課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、社会教育課所管の令和7年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について説明を求めます。岡崎社会教育課長。

○社会教育課長（岡崎貴子） それでは、資料のほうに従いましてご説明させていただきたいと思います。

令和7年度放課後児童健全育成施設入所申請状況についてのほうをご覧ください。

まず、田原学童施設です。令和7年度につきましては、1年生が19名、2年生が18名、3年生が16名、4年生が5名、5年生が6名、6年生が2名、計66名の申請状況となっております。こちらにつきましては、昨年度の62名から約6%の増となっております。また、新1年生につきましては、先ほど学校教育課のほうからも報告がありましたけれども、1年生の入学が25名に対しまして19名ということで、約76%の申込みがあったところでございます。

続きまして、宇治田原学童になります。1年生が19名、2年生が20名、3年生が10名、4年生が15名、5年生が7名、6年生が10名、計81名で、昨年度比からいきますと約1%の増となります。また、1年生につきましては、35名の入学に対しまして19名の申請ということで、約54%の申請となっております。

こちらのほうにつきましては、あくまで3月1日時点の状況となっております。この後も申請のご相談、また、例年、長期休業中につきましては、改めて入所の申込みとともありますので、この後、増減があるものと思っております。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。田中委員。

○委員（田中大典） 宇治田原小学校のほうの学童について、新しい施設がオープンしますけれども、今ある既存の丸山交流館、あそこと振り分け等はどういうふうな扱いされるのかをお尋ねさせていただきます。

○委員長（山内実貴子） 岡崎課長。

○社会教育課長（岡崎貴子） 一応、縦割りで全学年が大体均等になるような形で割る予定をしております。ただ、やっぱり新しい施設ということで、皆さん使いたいただろうと

ということで、今、現場のほうとも話をしながら、できれば上半期、下半期で入替えができるといいのかなというふうな方向では今進めております。クラス分けにつきましては、今現在進めているところになっております。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） 同じく、先ほど申されましたクラス分けについてなんですけれども、現場の声をお聞きしていると、どうも小学生の中で、やはり1年生から6年生まで同じ部屋の中にいると、どうしても力関係でいろいろなトラブルが発生しとると聞いています。なので、縦割りに関しては、その辺もちょっと含めて慎重に協議いただきたいと思うんですけれども、今後、どのような形で進めていかれるんですかね。

○委員長（山内実貴子） 岡崎課長。

○社会教育課長（岡崎貴子） 多分、同学年であったりとか、縦割りであったりとか、メリット、デメリットがあるものと我々も認識しております。グループで動くというようなこともございますので、上の学年になれば、下の子どもたちを見ていくリーダーシップを持って動いていただくということも生活の中で学んでもらうことであると我々も認識しております。

また、十分な人員配置をする中でトラブルを回避しながら、また、自分たちでもトラブルを解決できるような力を育てていければと思っておりますので、今現時点では縦割りでいきたいというふうに思っております。

ただ、活動内容、例えば、1日開所になるような夏休みですとか、冬休みですとかというものについては、パターンに合わせて変更していくことも必要かもしれないということで、十分に、現場のほうとも今、いろいろな話、課題とか上がっておりますので、時代時代に合った形で、また、今年度入所する子どもたちの状況に合わせてながら、柔軟に対応していきたいと考えております。以上です。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） 子どもたちのことに真剣に向き合っていて、いつもありがとうございます。大変、この子どもたちが最近、私どもが子どものときからすると非常に多いというのは正直受けておまして、その分先生のご負担も大変やとお聞きしております。その辺もしっかりと併せて見ていただけたらなと思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告について終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（山内実貴子） 次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 事務局からは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案5件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

本年度も残すところ3週間余りとなりました。各課におかれましては、いま一度事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が替わりましても遺漏のないようよろしく願いをしておきます。

令和7年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としています。4月23日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時55分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 山 内 実 貴 子